

府政共生第38号

平成29年1月13日

青少年の非行・被害防止全国強調月間

御協力・御協賛団体 御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備担当)

平成29年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における普及啓発活動等の御協力について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、例年7月に実施しております「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を始め、当府が推進しております施策全般におきまして、各般にわたり多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて内閣府及び関係省庁におきましては春の卒業・進学・新入学の時期を迎えるに当たり、昨年に引き続き、別紙のとおり平成29年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することとしました。

つきましては、貴台におかれましても、同趣旨に御賛同いただき、関係者、関係団体に本取組について周知いただくとともに、青少年や保護者と接する機会等を通じ、青少年のインターネットの安全・安心な利用のための普及啓発活動等、幅広い御協力をいただきますようよろしくお願い致します。

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

青少年環境整備担当 田嶋・森本

T E L 03-5253-2111 (内線38258)

03-6257-1442 (直通)

(別 紙)

平成29年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっている。

しかし、その一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生しているところである。

このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成29年2月～5月

3 参加府省庁

内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省

平成 29 年 1 月 13 日

公益社団法人日本 P T A 全国協議会 御中

内閣府・総務省・経済産業省
内閣官房・警察庁・消費者庁
法務省・文部科学省

平成 29 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、昨年度に引き続き、別紙の通り、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項についてご理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各学校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取り組みいただくようよろしくお願い申し上げます。

記

1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者等が、青少年の利用するスマートフォン等を購入・契約する際、販売店に対し、利用者が青少年である旨を申し出、フィルタリングについて説明を受けること。

なお、フィルタリングの設定の際に使用する I D ・パスワード等は、青少年ではなく保護者が設定・管理すること。

※参考 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第 17 条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくは P H S 端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又は P H S 端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

2 家庭における話し合い及び利用のルール作り

スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合い、規則正しい生活習慣づくりや正しく利用するための家庭でのルールを作り、これを守ること。

3 学校や地域団体等との連携

小・中学校、地域団体等と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者の意識を高めるための取組を行う。

(担当課)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

経済産業省商務情報政策局情報経済課

内閣官房 I T 総合戦略室

警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課

消費者庁消費者政策課

法務省人権擁護局人権啓発課

文部科学省生涯学習政策局情報教育課、青少年教育課

平成 29 年 1 月 13 日

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会 御中

内閣府・総務省・経済産業省
内閣官房・警察庁・消費者庁
法務省・文部科学省

平成 29 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、昨年度に引き続き、別紙の通り、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項についてご理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取組みいただくようよろしくお願い申し上げます。

記

1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者等が、青少年の利用するスマートフォン等を購入・契約する際、販売店に対し、利用者が青少年である旨を申し出、フィルタリングについて説明を受けること。

なお、フィルタリングの設定の際に使用する I D ・パスワード等は、青少年ではなく保護者が設定・管理すること。

※参考 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第 17 条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくは P H S 端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又は P H S 端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

2 家庭における話し合い及び利用のルール作り

スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合い、規則正しい生活習慣づくりや正しく利用するための家庭でのルールを作り、これを守ること。

3 学校や地域団体等との連携

高等学校、地域団体等と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者の意識を高めるための取組を行う。

(担当課)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

経済産業省商務情報政策局情報経済課

内閣官房 I T 総合戦略室

警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課

消費者庁消費者政策課

法務省人権擁護局人権啓発課

文部科学省生涯学習政策局情報教育課、青少年教育課